

⇨ 中小企業がリースにより設備投資した場合

Q : 中小企業が機械等をリース契約した場合、税制上の恩典があると聞きました。どんな内容なのですか？

A : 特別償却又は税額控除が認められます。

【解説】

青色申告書を提出する資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の中小企業者には、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、次の資産を取得して事業の用に供した場合は、基準取得価額の30%の特別償却と7%（その期の法人税額の20%を限度）の税額控除との選択適用が認められる制度があります。これを中小企業投資促進税制といいます。これを中小企業投資促進税制といいます。対象となる資産には、税務上、売買として取り扱われることとなった所有権移転外リース取引にかかるものも含まれることとなっていますので、リース取引に係るものであっても所有権移転外リース取引に該当するものであれば対象になります。

- ① 機械装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ② 電子計算機及びデジタル複写機で1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの
- ③ 一定のソフトウェアで取得価額が70万円以上のもの
- ④ 貨物の運送の用に供される車両総重量が3.5トン以上の普通自動車
- ⑤ 内航運送業及び内航船舶貸渡業の用に供される船舶

